

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 各種手続きに関する手引き

〔R03.09〕



- 本手引きは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金のⅠ「**訓練促進資金**」の貸付を受けた後、奈良県内で取得した資格が必要な業務に5年間の従事を経て、「返還免除」となるまでの間に必要な各種手続きについてまとめたものです。
  - 本手引きは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金のⅡ「**住宅支援資金**」（令和3年度新設）の貸付（「母子・父子自立支援プログラム」策定必須）を受けた後、同プログラムで定めた目標に合致した就職を行い、1年間の継続就労を経て、「返還免除」となるまでの間に必要な各種手続きについてまとめたものです。
  - 本手続きに沿って、『返還免除』に至るまで、必要な各種手続きを行ってください。
  - 必要な手続きがなされないと、『貸付金の返還対象』になってしまう場合がありますので、くれぐれもご注意ください。
- ※本手引きは、返還免除（または、返還完了）となるまで、「貸付決定通知書」（様式第2号）等とともに大切に保管してください。

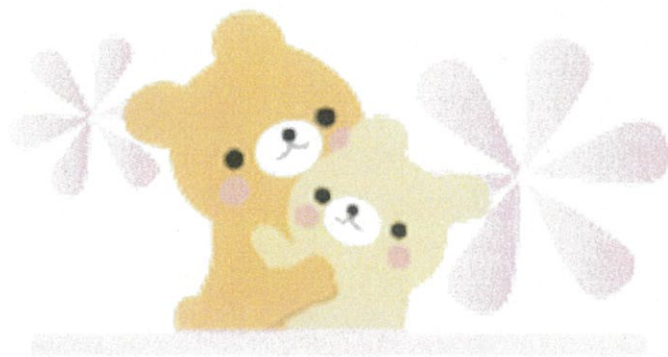
**社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会**

# Contents

<b>I</b>	<b>訓練促進資金〔①入学準備金/②就職準備金〕</b>	… P 1
• I	訓練促進資金貸付申請から交付までの流れ	… … … … … P 3
• I	訓練促進資金貸付（資金交付）後の基本的な手続き	… … … P 4
• I	訓練促進資金貸付に係る「申請書類」等一式	… … … … … P 6
	様式第1号-1～様式第11号-1、誓約書	
<b>II</b>	<b>住宅支援資金</b>	… … … … … P21
• II	住宅支援資金貸付申請から交付までの流れ	… … … … … P23
• II	住宅支援資金貸付（資金交付）後の基本的な手続き	… … … P24
• II	住宅支援資金貸付に係る「申請書類」等一式	… … … … … P26
	様式第1号-2～様式第14号、誓約書	
<b>III</b>	<b>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱</b>	
•	「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」の改正趣旨	… P42
•	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱	… … P43

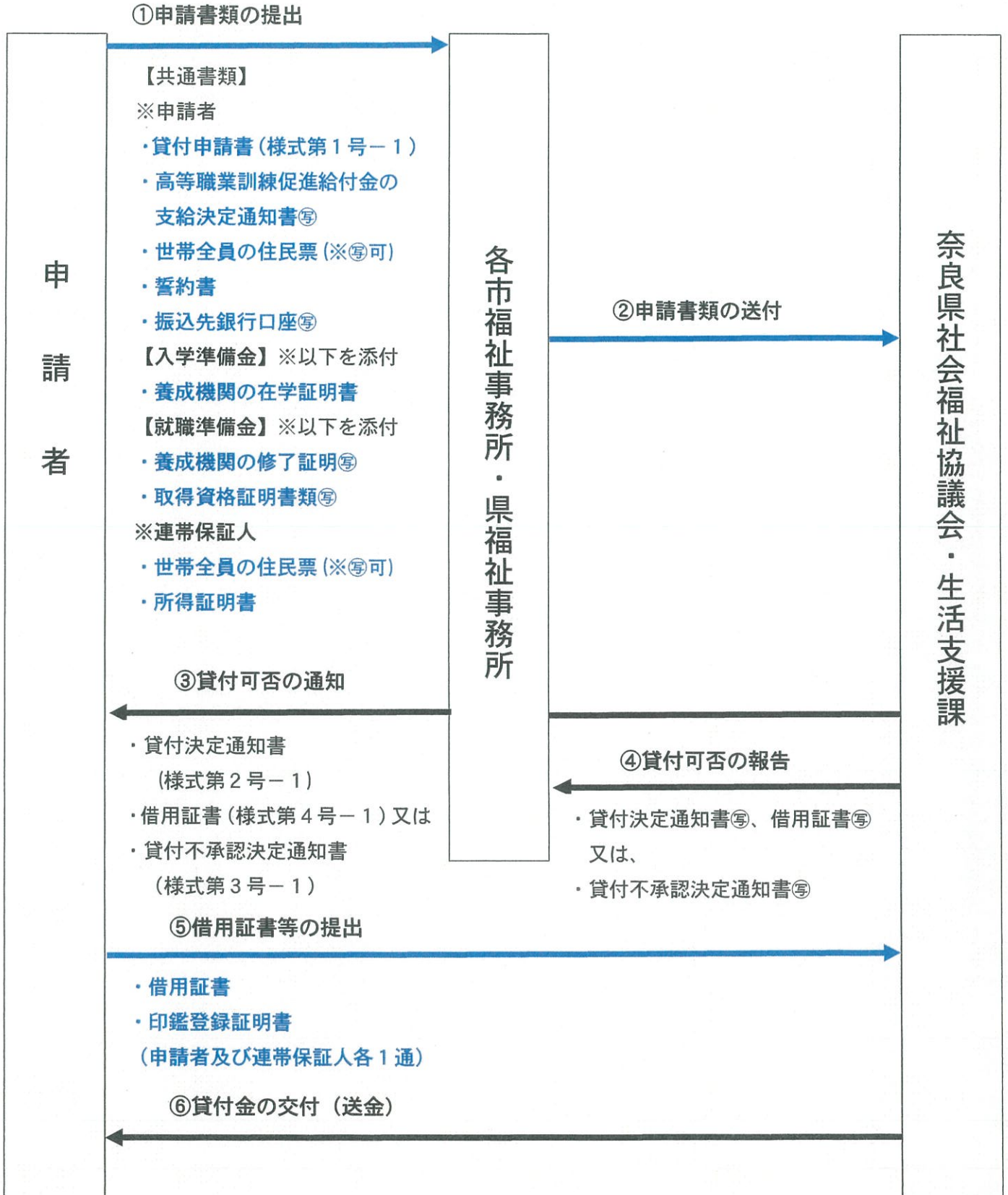
# I 訓練促進資金

〔①入学準備金/②就職準備金〕





## I 訓練促進資金貸付申請から交付までの流れ



## I 訓練促進資金貸付（資金交付）後の基本的な手続き

### 入学準備金を借り受けている場合【在学中】

入学準備金を貸付（資金交付）後、養成機関に在学中の手続きは次のとおりです。

状況	手続きの内容	提出書類	提出時期
在学中	在学確認	在学証明書	毎年度4・8・12月

### 養成機関修了後の手続き

返還猶予申請	卒業（修了）報告 資格取得報告 就職の届出 返還猶予申請	養成機関修了⑤ 資格登録証⑤ 業務従事届 （様式第8号-1） 返還猶予申請書 （様式第11号-1）	就職した日から 1ヶ月以内
--------	---------------------------------------	--	------------------

※養成機関を修了後、「取得した資格が必要な業務」に従事していない場合は、1年以内に（奈良県内で）当該業務に従事した時点で、「業務従事届」及び「返還猶予申請書」を提出してください。県外で従事された場合は、返還になります。

指定業務に従事中	就業確認	従事期間証明書 （様式第10号-1号）	毎年度4月
----------	------	------------------------	-------

5年間継続従事	返還免除申請	返還免除申請書 （様式第7号-1） 従事期間証明書 （様式第10号-1）	指定業務従事期間が5年に達した日より1ヶ月以内
---------	--------	---	-------------------------

本会が返還免除に該当すると判断したとき、**返還免除**となります。

このような時は？



**【住所・氏名が変わったとき】**

記載事項変更届（様式第5号-1）

借受人及び連帯保証人の住所、氏名、電話番号等連絡先に変更があった場合は、必ず速やかに届出てください。

**【休学・留年・停学のとき】**

記載事項変更届（様式第5号-1）

**【退学したとき】**

契約解除届（様式第6号）

契約解除届により契約解除の申し出が必要です。

**【勤務先が変わったとき】**

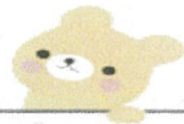
業務従事変更届（様式第9号-1）

旧従事先より…従事期間証明書（様式第10号-1）

新従事先より…業務従事届（様式第8号-1）

※それぞれの手続きには添付書類が必要です。上記の状況に該当した場合は、ご連絡ください。

このような場合は、  
返還となります



- 高等職業訓練促進給付金を受給しなくなったとき
- 退学したとき
- 資格取得する意思がない場合
- 資格取得しても指定業務に従事する意思がない場合
- 資格取得後、1年以内に奈良県内で指定業務に従事しなかった場合



各様式は、奈良県社会福祉協議会のホームページにも掲載しています。必要に応じてダウンロードのうえご使用ください。

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

借主	氏名				性別	男性・女性
	生年月日	□ 昭和 / □ 平成 年 月 日			生まれ ( 歳)	
	住所	〒 -				
	電話	自宅		携帯		
法定代理人	氏名				性別	男性・女性
	生年月日	□ 昭和 / □ 平成 年 月 日			生まれ ( 歳)	
	住所	〒 -				
	電話	自宅		携帯		
養成機関及び修業内容	養成機関名					
	住所	〒 - 電話 ( ) -				
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
	修業に係る資格	<input type="checkbox"/> 看護師(准看護師) <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
借入希望額	入学準備金	円		就職準備金	円	
他の修学資金等貸付の有無	<input type="checkbox"/> 有 (名称: 借入額: 円) <input type="checkbox"/> 無					
資格取得後の希望就職先	第一				第二	
申請者と同一世帯に属する者の氏名	氏名	続柄	年齢	備考		

※ 資格取得後の希望就職先には、施設の種別等を記入すること。(例：病院、福祉施設等)



(様式第1号-1)

◆ 連帯保証人記入欄

フリガナ氏名				申請者との関係
生年月日	□ 昭和 / □ 平成 年 月 日 生まれ ( 歳)			
住所	〒 -			
電話	自宅		携帯	
勤務先名			勤務年数	年
職業	□ 自営業 □ 会社員 (正社員・契約社員・派遣社員・パート) □ 団体職員 □ 公務員 □ その他 ( )			
勤務先住所	〒 -		世帯収入月額 円	
当該申請に基づき契約が締結された場合、連帯して債務を負担することに同意します。 連帯保証人 _____ 印				

【申請者の振込口座】

金融機関名	□ 銀行 □ 信金 □ 信組 □ 農協 □ その他				支店
口座番号	□ 普通 □ 当座				
フリガナ口座名義					

※振込口座は必ず借受人本人の名義であること、また、「ゆうちょ銀行」の口座は指定出来ません。

【福祉事務所記入欄】

当該申請者は、高等職業訓練促進給付金の受給を受けていることを証明します。

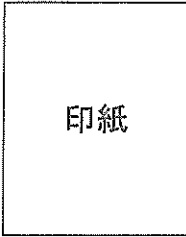
年 月 日

福祉事務所長 印

【添付書類】

申請者 …	①高等職業訓練促進給付金支給決定通知書⑤ ②住民票⑤…発行後3ヶ月以内・世帯全員分・世帯主名と続柄がわかるもの (個人番号は不要) ③振込先が確認できるもの…通帳等の⑤ ④誓約書 (入学準備金) ⑤養成機関在学を証明するもの…合格決定通知⑤、在学証明書⑤等 (就職準備金) ⑤養成機関を修了したことがわかるもの…修了証書⑤等 ⑥資格の取得がわかるもの…資格取得証明書⑤等
連帯保証人 …	①住民票⑤…発行後3ヶ月以内・世帯主名と続柄 ②源泉徴収票⑤等所得が分かる書類 ③誓約書

※入学準備金・就職準備金に係る経費は、その内訳が確認できる「領収書⑤」の提出が必要です。



奈 社 協 第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会  
会 長 荒 井 正 吾

### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書

あなたがお申込されました標記資金は、次のとおり決定しましたのでお知らせいたします。  
つきましては、別紙「貸付契約書」に必要事項を記入のうえ、本会あて提出してください。

貸付番号		養成施設名	
貸付決定額	<input type="checkbox"/> 入学準備金		円
	<input type="checkbox"/> 就職準備金		円
氏 名			生年月日
			昭和・平成 年 月 日
現住所	〒 -		
連帯保証人 氏 名			生年月日
			昭和・平成 年 月 日
連帯保証人 住 所	〒 -		

(様式第3号-1)

奈 社 協 第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会  
会 長 荒 井 正 吾

### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書

あなたがお申込されました標記資金は、審査の結果貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

(様式第4号-1)

### 高等職業訓練促進資金貸付借用証書



令和 年 月 日

奈良県社会福祉協議会 会長 殿

養成機関名					
借受人	貸付番号		生年月日	年 月 日	歳
	フリガナ 氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	

私は、次のとおり貸付けを受けました。この資金はひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱等の規定に従い返還いたします。

貸付日 及び金額	入学準備金	令和 年 月	金額	円
	就職準備金	令和 年 月	金額	円
	借用金額		円	

貸付利子 無利子 (連帯保証人を立てた場合)  
年1.0% (連帯保証人を立てない場合)

連帯保証人 住 所

借受人との関係

氏 名 (印)

私は、借受人に上記の通り履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

法定代理人 住 所

借受人との関係

氏 名 (印)

法定代理人 住 所

借受人との関係

氏 名 (印)

[特約条項]

(貸付の停止等)

第1条 奈良県社会福祉協議会は、借受人が第2条の各号の一に該当する場合、又は奈良県社会福祉協議会の求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既にしている貸付内容を変更することができる。

2 奈良県社会福祉協議会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、借入金の全部または一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって借入金の振込を停止することができる。

- ① 借入金を、他に流用したとき
- ② 虚偽の申込みその他不正な手段による借入れを行ったとき
- ③ 故意に貸付金の償還を怠ったとき

(変更の届出)

第2条 借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに奈良県社会福祉協議会に届け出なければならない。

- ① 借受人や連帯保証人の住所等の変更があったとき
- ② 進学者が養成機関を休学、留年、復学、終了したとき
- ③ 就職者が停学または、退学の懲戒処分を受けたとき
- ④ 就職者が破産又は民事再生手続開始(以下「破産等」という)の申立てを受け、又は申し立てたとき
- ⑤ 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
- ⑥ 連帯保証人の状況に著しい変更があったとき
- ⑦ その他奈良県社会福祉協議会が定めた事項

(延滞利子)

第3条 借受人は、償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の利率をもって当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借受人と連帯してその責を負う。

(返還事由)

第5条 借受人が次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしなければならない

- ① 借受人が養成機関を退学したとき
- ② 借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
- ③ 本訓練促進資金を他の都道府県等から借り受けていることが発覚したとき
- ④ 借受人が貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑤ 借受人が養成機関を終了し、かつ資格取得した日から1年以内に奈良県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき
- ⑥ 借受人が奈良県内において、取得した資格に必要な業務に従事する意思がなくなったとき
- ⑦ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ⑧ その他、この訓練給付資金の必要性がなくなったと認められるとき

(管轄裁判所の合意)

第6条 奈良県社会福祉協議会と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、奈良県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第7条 借受人及び連帯保証人は、本借用書に記載した個人情報について、本制度に必要な範囲で利用し、第三者に提供することを予め同意することとする。

貸付コード番号	
借受人氏名	
連帯保証人	
法定代理人	
法定代理人	

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

## 記載事項変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
フリガナ 氏名			性別 男性・女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)		
変更事項 (該当事項 に☑する)	住所	旧	〒 - 電話 ( ) - 携帯
		新	〒 - 電話 ( ) - 携帯
	氏名	旧	
		新	
変更期日	令和 年 月 日		
変更理由			

### (休学・停学・留年の場合)

事由	
休学・停学期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日迄
再開予定日 (休学・停学の場合)	令和 年 月 日
卒業予定日	令和 年 月 日

※病気等、やむを得ない事情によって休学した場合は、医師の診断書等を証明する書類を添付してください。

### 【添付書類】

(住所変更)	住民票 <sup>㊟</sup> …発行後3ヶ月以内・世帯全員分・世帯主名と続柄(個人番号は不要)
(氏名変更)	戸籍抄本

(様式第6号)

## 契約解除届

年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

貸付番号 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

次のとおり（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・住宅支援資金）の貸付契約を解除したいので届け出ます。

解除の理由	
-------	--

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

## 返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

氏名				性別	男性・女性
	①				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)				
住所	〒 -				
電話	自宅		携帯		
養成機関名					
修了等期日	<input type="checkbox"/> 修了〔令和 年 月 日〕			資格取得年月日	
	<input type="checkbox"/> 中退〔令和 年 月 日〕			年 月 日	
取得資格	<input type="checkbox"/> 看護師(准看護師)		<input type="checkbox"/> 介護福祉士		
	<input type="checkbox"/> 理学療法士		<input type="checkbox"/> 保育士		
	<input type="checkbox"/> 作業療法士		<input type="checkbox"/> その他 ( )		
貸付金	入学準備金			就職準備金	
貸付額	円			円	
返還済額	円			円	
返還免除申請額	円			円	
申請理由	<input type="checkbox"/> 取得資格が必要な業務に従事			理由発生年月日	
	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 心身の故障 <input type="checkbox"/> その他 ( )			令和 年 月 日	
業務従事 の状況	従事期間			就職先	
	令和 年 月から	令和 年 月まで	年 ヶ月		
	令和 年 月から	令和 年 月まで	年 ヶ月		
	令和 年 月から	令和 年 月まで	年 ヶ月		

※ 申請理由において、取得資格が必要な業務に従事した場合は「業務従事期間証明書」(様式第10号-1)、死亡の場合は「死亡診断書」、心身の故障の場合は医師の「診断書」を添付すること。



# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

## 業務従事届

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

氏名				性別	男性・女性
	Ⓜ				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)				
住所	〒 -				
電話	自宅		携帯		
養成機関名					
修了等期日	<input type="checkbox"/> 修了〔令和 年 月 日〕			資格取得年月日	
	<input type="checkbox"/> 中退〔令和 年 月 日〕			年 月 日	
取得資格	<input type="checkbox"/> 看護師(准看護師) <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> その他( )				
業務従事先	施設名				
	住所	〒 -			
	職 種	電話 ( ) -			
業務従事期間	令和 年 月 日から				

### 【従事先記入欄】

上記のとおり従事していることを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の所属団体名  
 又は施設名  
 業務従事先の所属団体長  
 又は施設長の氏名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ Ⓜ

(様式第9号-1)

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

### 業務従事変更届

令和      年      月      日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
フリ 氏 名	Ⓢ	性別	男性 ・ 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和                                      年    月    日生まれ (    歳) <input type="checkbox"/> 平成                                      年    月    日生まれ (    歳)		
変更事項 (該当事項 に☑する)	<input type="checkbox"/> 従事先の変更  <input type="checkbox"/> 新従事先	旧従事先	
		名称	
		住所	〒          ー  電話 (         )          ー
		職種	
	<input type="checkbox"/> 貸付金の返還免除対象業務に従事しなくなったため		
変更期日	令和      年      月      日		
変更理由			

**【添付書類】**

(従事先を変更した)

- ・ 旧従事先から…業務従事期間証明書 (様式第10号-1)
- ・ 新従事先から…業務従事届 (様式第8号-1)

(業務に従事しなくなった)

- ・ 旧従事先から…業務従事期間証明書 (様式第10号-1) 、退職証明書

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

## 従事期間証明書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

フリ 氏 名				性別	男性 ・ 女性
住 所	〒 ー				
従 事 先					
在職期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日迄		
業務従事 期 間	従事日数	日			
	業務の中断 (休業)期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	〔 日〕	
	上記の理由				

### 【従事先記入欄】

上記のとおり従事していることを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の所属団体名  
又は施設名  
業務従事先の所属団体長  
又は施設長の氏名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (印)

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

フリガナ 氏名				性別	男性 ・ 女性
	(印)				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)				
住 所	〒 -				
電 話	自宅		携帯		
養成機関名					
修了等期日	<input type="checkbox"/> 修了 [令和 年 月 日]			資格取得年月日	
	<input type="checkbox"/> 中退 [令和 年 月 日]			年 月 日	
取得資格	<input type="checkbox"/> 看護師 (准看護師) <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
貸付金	入学準備金			就職準備金	
貸付額	円			円	
返還済額	円			円	
返還猶予申請額	円			円	
申請理由				理由発生年月日	
				令和 年 月 日	
業務従事 の状況	従事期間			就職先	
	令和 年 月から	令和 年 月まで	年 ヶ月		
	令和 年 月から	令和 年 月まで	年 ヶ月		
	令和 年 月から	令和 年 月まで	年 ヶ月		

※ 申請理由において、取得資格が必要な業務に従事した場合は、「業務従事期間証明書」(様式第10号-1)、心身の故障の場合は医師の「診断書」を添付すること。

## 誓 約 書

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貴会より入学準備金並びに就職準備金を借入するにあたり、この訓練促進資金貸付に係る要綱など貴会の諸規則を遵守し、奈良県内において取得した資格が必要な業務に従事するとともに、届出その他の義務について誠実に履行することを誓約します。

また、関係書類に記入した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

借 受 人 住 所 〒

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

令和 年 月 日

連帯保証人 住 所 〒

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

<借受人との関係

>

※①借受人、連帯保証人の住所・氏名等は、各自「自署」すること。

②借受人が成年者の場合は、印鑑登録証明書の印影と同一の印を押印すること。

③連帯保証人は、成年者で独立した生計を営む者としてします。

なお、借受人が未成年者の場合の連帯保証人は、法定代理人としてします。

④連帯保証人の「印」は、印鑑登録証明書の印影と同一の印を押印のこと。



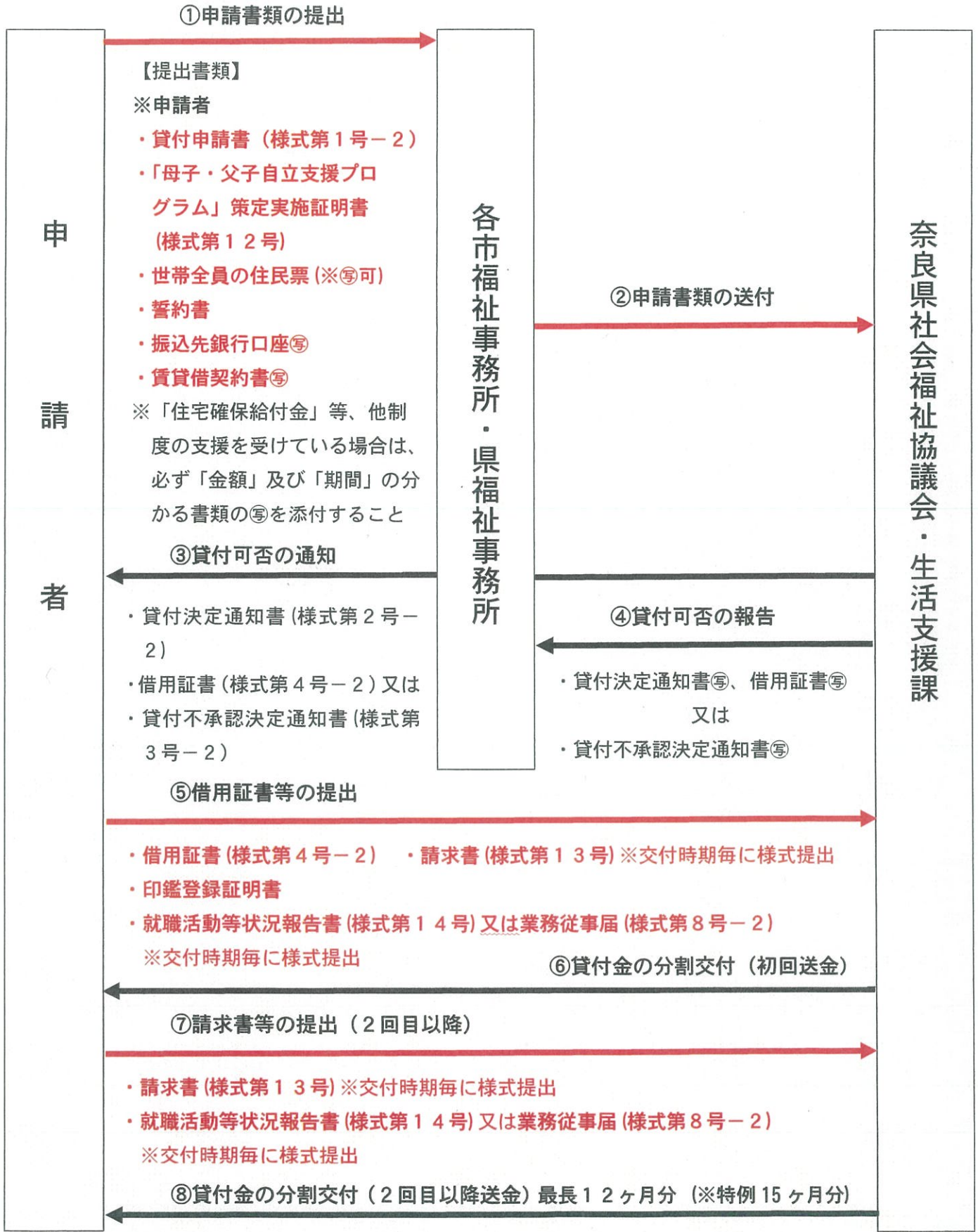
## Ⅱ 住宅支援資金







## Ⅱ 住宅支援資金貸付申請から交付までの流れ



## II 住宅支援資金貸付（資金交付）後の基本的な手続き

住宅支援資金を貸付開始（分割交付）後、就職活動中の手続きは次のとおりです。

状況	手続きの内容	提出書類	提出時期
就職活動中	次回四半期分請求 就職活動報告 又は 業務従事報告(就職した者)	請求書(様式第13号) 就職活動等状況報告書 (様式第14号) 又は 業務従事届(就職時) (様式第8号-2)	3月・6月・ 9月・12月



就職後の業務従事等の報告

業務従事中	就職の届出(業務従事報告)  業務従事期間証明提出  ※職場(週20H以上勤務)を 変更した場合は、事前連 絡の上、従事先変更届	業務従事届 (様式第8号-2) 業務従事期間証明書 (様式第10号-2)  ※業務従事変更届 (様式第9号-2)	就職後、6ヶ月
-------	--	--	---------

※就職活動期間(住宅支援資金貸付期間)終了後、「得別な理由」により業務に従事していない場合は、必ず、奈良県社会福祉協議会あてにご連絡をお願いします。



1年間 継続従事	返還免除申請	返還免除申請書 (様式第7号-2) 従事期間証明書 (様式第10号-2)	業務従事期間が 1年に達した日 より1ヶ月以内
-------------	--------	---	-------------------------------



本会が返還免除に該当すると判断したとき、返還免除となります。



このような時は？

### 【住所・氏名が変わったとき】

記載事項変更届（様式第5号-2）

借受人及び連帯保証人の住所、氏名、電話番号等連絡先に変更があった場合は、必ず速やかに届出てください。

### 【貸付を解除したいとき】

契約解除届（様式第6号）

契約解除届により契約解除の申し出が必要です。

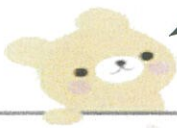
### 【勤務先が変わったとき】

業務従事変更届（様式第9号-2）

旧従事先より…従事期間証明書（様式第10号-2）

新従事先より…業務従事届（様式第8号-2）

※それぞれの手続きには添付書類が必要です。上記の状況に該当した場合は、ご連絡ください。



このような場合は、  
返還となります

- 住宅確保給付金を受給しなくなったとき
  - 「母子・父子自立支援プログラム」支援を継続する意思が無い場合
  - 貸付を受けてから1年以内に就職しなかった場合（就業できなかった場合を含む）
  - 目標に合致した就職をしたが、1年以内に離職し再就職しなかった場合
- ※貸付終了後、1年を経過した時より返還開始となります。

各様式は、奈良県社会福祉協議会のホームページにも掲載しています。必要に応じてダウンロードのうえご使用ください。



(様式第1号-2)

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

## 貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

フリガナ 氏名				性別	男性・女性
生年月日	□ 昭和 / □ 平成 年 月 日 生まれ ( 歳)				
住所	〒 -				
電話	自宅			携帯	
母子・父子自立支援プログラムの策定を受けた場所					
母子・父子自立支援プログラム策定を受けた日時	令和 年 月 日				
住宅支援資金 貸付希望額	円 円× ヶ月分 (月額上限4万円、最長12ヶ月)				
家賃にかかる 他制度の給付 金等受給状況	住居確保給付金 ・ その他 ( ) ※貸付を受けている期間や金額の分かる書類を添付してください。 給付等を受けている金額 月額 円				
申請者と 同一世帯 に属する 者の氏名	フリガナ 氏名	続柄	年齢	備考	

### 【申請者の振込口座】

金融機関名	□ 銀行 □ 信金 □ 信組 □ 農協 支店 □ その他						
口座番号	□ 普通 □ 当座						
フリガナ 口座名義							

※振込口座は必ず借受人本人の名義であること、また、「ゆうちょ銀行」の口座は指定出来ません。

### 【福祉事務所記入欄】

当該申請者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の申請が適当であると認めます。 年 月 日

福祉事務所長 印

### 【添付書類】

- ① プログラム策定実施証明書（様式第12号）
- ② 住民票⑤…発行後3ヶ月以内・世帯全員分・世帯主名と続柄（個人番号は不要）
- ③ 振込先が確認できるもの…通帳等⑤
- ④ 誓約書
- ⑤ 負担している家賃額が分かる賃貸借契約書⑤
- ⑥ 家賃にかかる他制度の支援を受けている場合はその期間や金額の分かる書類



奈 社 協 第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会  
会 長 荒 井 正 吾

### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

#### 貸付決定通知書

あなたがお申込されました標記資金は、次のとおり決定しましたのでお知らせいたします。  
つきましては、別紙「貸付契約書」に必要事項を記入のうえ、本会あて提出してください。

貸付番号			
貸付決定額	円	(内訳)	円 × ヶ月分
氏 名	生年月日		
	昭和・平成 年 月 日		
現住所	〒 -		

奈 社 協 第 号  
令和 年 月 日

様

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会  
会 長 荒 井 正 吾

**ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）**

**不承認通知書**

あなたがお申込されました標記資金は、審査の結果貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

(様式第4号-2)



# 住宅支援資金借用証書

令和 年 月 日

奈良県社会福祉協議会 会長 殿

借受人	貸付番号				生年月日	年 月 日	歳
	フリガナ 氏名						
	住所	〒					
	電話	自宅			携帯		

私は、次のとおり貸付けを受けました。この資金はひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱等の規定に従い返還いたします。

貸付日 及び金額	借用日	令和 年 月	借入期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
	借用金額			円

貸付利息

無利息

※延滞利息、年利3.0%

(正当な理由無く、償還期限を経過した場合)

### [特約条項]

(貸付の停止等)

第1条 奈良県社会福祉協議会は、借受人が第2条の各号の一に該当する場合、又は奈良県社会福祉協議会の求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既にしている貸付内容を変更することができる。

2 奈良県社会福祉協議会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、借入金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって借入金の振込を停止することができる。

- ① 借入金を、他に流用したとき
- ② 虚偽の申込みその他不正な手段による借入れを行ったとき
- ③ 故意に貸付金の償還を怠ったとき

(変更の届出)

第2条 借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに奈良県社会福祉協議会に届け出なければならない。

- ① 借受人の住所等の変更があったとき
- ② 借受人が破産又は民事再生手続開始(以下「破産等」という)の申立てを受け、又は申し立てたとき
- ③ 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
- ④ その他奈良県社会福祉協議会が定めた事項

(延滞利息)

第3条 借受人は、償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.0%の利率をもって当該償還期限の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還事由)

第4条 借受人が次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしなければならない。

- ① 借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
- ② 本住宅支援資金を他の都道府県等から借り受けていることが発覚したとき
- ③ 借受人が貸付契約の解除を申し出たとき
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ⑤ その他、この住宅支援資金の必要性がなくなったと認められるとき

(管轄裁判所の合意)

第5条 奈良県社会福祉協議会と借受人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、奈良県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第6条 借受人は、本貸付契約書に記載した個人情報について、本制度に必要な範囲で利用し、第三者に提供することを予め同意することとする。

貸付コード番号	
借受人氏名	

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）

## 記載事項変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
氏名			性別
			男性 ・ 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)		
変更事項 (該当事項 に☑する)	住所	旧	〒 - 電話 ( ) - 携帯
		新	〒 - 電話 ( ) - 携帯
	氏名	旧	
		新	
変更期日	令和 年 月 日		
変更理由			

### 【添付書類】

(住所変更) 住民票<sup>㊟</sup>…発行後3ヶ月以内・世帯全員分・世帯主名と続柄（個人番号は不要）  
新住所の家賃がわかる契約書<sup>㊟</sup>等  
(氏名変更) 戸籍抄本



(様式第6号)

## 契約解除届

年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

貸付番号 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

次のとおり（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・住宅支援資金）の貸付契約を解除したいので届け出ます。

解除の理由	
-------	--

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

## 返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

氏名				性別	男性・女性
	印				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)				
住所	〒 -				
電話	自宅			携帯	
	住宅支援資金貸付金				
貸付額	円 ( 円× ヶ月)				
返還済額	円 ( 円× ヶ月)				
返還免除申請額	円 ( 円× ヶ月)				
申請理由	<input type="checkbox"/> 1年間就労を継続 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 心身の故障 <input type="checkbox"/> その他 ( )			理由発生年月日	
				令和 年 月 日	
業務従事 の状況	従事期間			就職先	
	令和 年 月から 令和 年 月まで	年 ヶ月			
	令和 年 月から 令和 年 月まで	年 ヶ月			
	令和 年 月から 令和 年 月まで	年 ヶ月			

※ 申請理由において、プログラムに合致した業務に従事した場合は「業務従事期間証明書」(様式第10号-2)、業務従事期間に求職期間が含まれる場合は「求職活動等状況報告書」(様式第14号)、死亡の場合は「死亡診断書」、心身の故障の場合は医師の「診断書」を添付すること。

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

## 業務従事届

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

氏名				性別	男性・女性
	①				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)				
住所	〒 -				
電話	自宅			携帯	
	会社名				
業務従事先	住所	〒 - 電話 ( ) -			
	職種				
業務従事期間	令和 年 月 日から				

### 【従事先記入欄】

上記のとおり従事していることを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の所属団体名  
又は施設名  
業務従事先の所属団体長  
又は施設長の氏名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
①

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

## 業務従事変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
氏名	Ⓜ		性別 男性・女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)		
従事先の変更	旧従事先		
	新従事先	名称	
	住所	〒 - 電話 ( ) -	
職種			
変更期日	令和 年 月 日		
変更理由			

### 【添付書類】

(従事先を変更した) 旧従事先から…業務従事期間証明書 (様式第10号-2)  
新従事先から…業務従事届 (様式第8号-2)

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

## 従事期間証明書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

フリ 氏 名				性別	男性 ・ 女性
住 所	〒 —				
従 事 先					
在職期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日迄 〔 年 ヶ月〕				
業務従事 期 間	従事日数	日			
	業務の中断 (休職)期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで [ 日]		
	上記の理由				

### 【従事先記入欄】

上記のとおり従事していることを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の所属団体名  
又は施設名  
業務従事先の所属団体長  
又は施設長の氏名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (印)

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

## 返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会長 様

氏名				性別	男性・女性
	印				
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生まれ ( 歳)				
住所	〒 -				
電話	自宅			携帯	
	住宅支援資金貸付金				
貸付額	円 ( 円 × ヶ月)				
返還済額	円 ( 円 × ヶ月)				
返還猶予申請額	円 ( 円 × ヶ月)				
申請理由					理由発生年月日
					令和 年 月 日
業務従事 の状況	従事期間				就職先
	令和 年 月から 令和 年 月まで	年 ヶ月			
	令和 年 月から 令和 年 月まで	年 ヶ月			
	令和 年 月から 令和 年 月まで	年 ヶ月			

※ 申請理由において、心身の故障の場合は医師の「診断書」を添付すること。

様

市担当課の長  
プログラム策定実施機関の長

㊟

### 母子・父子自立支援プログラム策定実施証明書

下記のとおり「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、意欲的に就業活動に取り組んでいることを証明します。

氏名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生まれ ( 歳) <input type="checkbox"/> 平成
現住所	〒 -
プログラム策定日	令和 年 月 日
プログラム策定員	
備考	

※本証明書は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付(住宅支援資金)申請」にかかる添付書類として使用します。

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会  
会長 荒井 正吾 様

(借受人住所)

(借受人氏名)

印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）

請 求 書

標記資金につきまして、添付書類を添えて請求します。

貸付決定額	円（            円×            ヶ月）		
今回請求額	円（            円×            ヶ月）		
既受領額	円（            円×            ヶ月）		
振込先口座 ※ゆうちょ銀行 の口座は指定 出来ません。	〔銀行・農協・信組〕 〔信金・その他〕		〔支店〕 〔出張所〕
	口座番号	フリガナ 口座名義	
電話番号			
備 考			

※添付資料

- ・求職中の場合：就職活動等状況報告書（様式第14号）
- ・就業した場合：業務従事届（様式第8号-2）



# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅貸付資金） 求職活動等状況報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 会長 様

借受人氏名： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

電 話 番 号 ( ) - \_\_\_\_\_

私は、就職に向けて、以下のとおり求職活動を行いましたので、報告します。なお、就職が決まったときは「業務従事届（様式8号-2）」により、速やかに報告します。

## 1. 公共職業安定所等を活用した求職活動（※1）

公共職業安定所に通った回数	回
（うち、公共職業安定所より紹介状を受けた回数）	回

※ハローワークが発行する「求職活動証明書」など、求職活動を行ったことが分かる証明書を添付してください。

## 2. 求職活動状況 ※活動内容欄は、該当する番号に○を付してください。

会 社 名	求職先の業務種別・概要		
	就業形態		
住所・電話	Tel: _____	職 種	
仕事内容		勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容
		1. 2. 3. 4. 5.	
		1. 2. 3. 4. 5.	
		1. 2. 3. 4. 5.	
		1. 2. 3. 4. 5.	
結 果	月 日	採用	不採用（理由）
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）		

会 社 名			求職先の業務種別・概要	
住所・電話	Tel : -----		就業形態	
			職 種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 1. 電 話 2. メール 3. 履歴書 4. 面 接 5. その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
結 果	月 日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

会 社 名			求職先の業務種別・概要	
住所・電話	Tel : -----		就業形態	
			職 種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 1. 電 話 2. メール 3. 履歴書 4. 面 接 5. その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
結 果	月 日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

会 社 名			求職先の業務種別・概要	
住所・電話	Tel : -----		就業形態	
			職 種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 1. 電 話 2. メール 3. 履歴書 4. 面 接 5. その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
		1. 2. 3. 4. 5		
結 果	月 日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

## 誓 約 書

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貴会より住宅貸付資金を借入するにあたり、この訓練促進資金貸付に係る要綱など貴会の諸規則を遵守し、就職活動や継続した就労など、自立に向けて意欲的に取り組むとともに、届出その他の義務について誠実に履行することを誓約します。

また、関係書類に記入した個人情報、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

※借受人の住所・氏名等は、「自署」すること。

## 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」の改正趣旨

### 1. 改正理由及び内容

令和3年3月31日付け厚生労働省発子0331第10号「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付について」の一部改正により下記事項が定められたため、貸付事業実施要綱を一部改正する。

児童扶養手当の支給を受けているものであって、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むものの住居費支援として、12ヶ月の範囲内で月額上限4万円まで貸付ができる「住宅支援資金」の制度が創設された。

### 2. 施行期日

令和3年8月23日

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

### 第1 目的

この事業は、奈良県内の各自治体を実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付けすることにより、ひとり親家庭の親の資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けは、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

### 第3 貸付対象

- 1 訓練促進資金貸付けの対象となる者は、奈良県内に住民登録をしている者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者であって、養成機関での課程修了後、原則、奈良県内において取得した資格を必要とする業務に従事しようとする者とする。
- 2 住宅支援資金貸付の対象となる者は、原則、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

### 第4 貸付資金の種類及び貸付額

#### 1 訓練促進資金

- (1) 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける「入学準備金」及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける「就職準備金」とする。
- (2) 貸付額は、「入学準備金」については500,000円以内とし、「就職準備金」については200,000円以内とする。

(3) 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合におけるひとり親家庭高等職業訓練促進資金の取扱は、以下のとおりとする。

(ア) 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付けを行わないものとする。

(イ) 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付けを行わない。看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付けを行うものとする。

## 2 住宅支援資金

(1) 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む者の住居費支援として、12ヶ月の範囲内で貸付けを行うものとする。

(2) 貸付額は、入居している住宅の家賃実費（月額上限4万円）とする。

## 第5 貸付の申込み

### 1 訓練促進資金

(1) 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者は、「貸付申請書」（様式第1号-1）に、高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書（写）を添え、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている福祉事務所を經由して県社協会長に提出するものとする。

(2) 「入学準備金」の申請に当たっては、養成機関に在学することがわかるものを添付するものとする。

(3) 「就職準備金」の申請に当たっては、養成機関の課程を修了したこと及び取得した資格がわかる書類を添付するものとする。

(4) 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が連帯保証人を立てる場合は無利子とする。連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率を年1.0パーセントとする。

(5) (4)の連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第15に規定する延滞利子を包含するものとする。

ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

### 2 住宅支援資金

- (1)住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、「貸付申請書」(様式第1号-2)に「母子・父子自立支援プログラム策定実施証明書」(様式第12号)を添え、居住地の福祉事務所を経由して県社協会長に提出するものとする。
- (2)住宅支援資金は無利子とし、連帯して債務を負担する者を求めない。

## 第6 貸付決定の通知

- 1 県社協会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)に対して訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを行う旨を決定したときは、必要な事項を記載した「貸付決定通知書」(様式第2号-1又は様式第2号-2)を貸付申請者等に通知するものとする。
- 2 県社協会長は、貸付申請者に対して訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けを行わない旨を決定したときは、必要な事項を記載した「貸付不承認決定通知書」(様式第3号-1又は様式第3号-2)を貸付申請者等に通知するものとする。
- 3 貸付申請者は、1により貸付決定通知書の交付を受けたときは、すみやかに「借用証書」(様式第4号-1又は様式第4号-2)に印鑑証明書を添えて県社協会長に提出し、契約を交わすものとする。

## 第7 貸付金の交付

- 1 (1)訓練促進資金  
県社協会長は、借用証書(様式第4号-1)の提出があったときは、すみやかに貸付金を交付するものとする。
- (2)住宅支援資金
  - (ア) 県社協会長は、借用証書(様式第4号-2)、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付(住宅支援資金)請求書」(様式第13号)の提出があったときは、四半期分を一括で交付するものとする。
  - (イ) 住宅支援資金の貸付けを受けた者は、2回目以降の交付を受ける場合は請求書に「求職活動等状況報告書」(様式第14号)又は「業務従事届」(様式第8号-2)を添えて提出するものとする。
- 2 貸付金の交付は、貸付けの決定を受けた申請者又は法定代理人が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

## 第8 氏名又は住所等の変更

訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)

は、貸付契約書の内容に変更が生じたときは、すみやかに「記載事項変更届」(様式第5号-1又は様式第5号-2)を県社協会長に届け出るものとする。

## 第9 貸付契約の解除

- 1 県社協会長は、借受人が訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 県社協会長は、借受人が「契約解除届」(様式第6号)により訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

## 第10 返還の債務の当然免除

### 1 訓練促進資金

県社協会長は、訓練促進資金の借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金貸付金の返還の債務を免除するものとする。

- (1)養成機関を修了(高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合は、看護師の養成機関を修了)し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、原則、奈良県内において取得した資格が必要な業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、引き続き5年間(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき。
- (2)返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

### 2 住宅支援資金

県社協会長は、住宅支援資金の借受人が、次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金貸付金の返還の債務を免除するものとする。

- (1)現に就業していない者が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業出来なかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。但し、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき。
- (2)(1)に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因



する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 3 1の(1)に該当する者は、「返還免除申請書」(様式第7号-1)に「業務従事期間証明書」(様式第10号-1)を添えて、県社協会長に届け出るものとする。2の(1)に該当する者は、「返還免除申請書」(様式7号-2)に「業務従事期間証明書」(様式第10号-2)、業務従事期間に求職期間が含まれる場合は様式第14号を添えて、県社協会長に届け出るものとする。
- 4 1の(2)又は2の(2)に該当する者は、返還免除申請書に医師の診断書を添えて、県社協会長に届け出るものとする。ただし、借受人が死亡した場合は、相続人、連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。
- 5 県社協会長は、返還免除申請書を受理したときは、貸付金の返還債務の全部又は一部を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

## 第11 業務従事等の報告

- 1 借受人は、返還免除対象業務に従事した場合又は第10の2の(1)に規定する就職若しくは転職等をした場合は、「業務従事届」(様式第8号-1又は様式第8号-2)により県社協会長に報告するものとする。
- 2 借受人は、従事する業務等に変更があった場合は、「業務等変更届」(様式第9号-1又は様式第9号-2)に「業務従事期間証明書」(様式第10号-1又は様式第10号の2)を添え、県社協会長へ届け出るものとする。

## 第12 返 還

### 1 訓練促進資金

訓練促進資金の借受人が、次のいずれかに該当する場合(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき
- (2) 借受人が養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に返還免除対象業務に従事しなかったとき
- (3) 借受人が、返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

## 2 住宅支援資金

住宅支援資金の借受人が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予された時は、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還するものとする。

- (1)住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき
- (2)貸付終了後1年を経過したとき
- (3)死亡し、又は心身の故障により、業務に従事できなくなったとき

## 第13 返還の債務の履行猶予

### 1 当然猶予

県社協会長は、訓練促進資金の借受人が次のいずれかに該当する場合で、「返還猶予申請書」（様式第11号-1）の提出があったものに限り、その掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1)訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき
- (2)当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき

### 2 裁量猶予

(1)県社協会長は、訓練促進資金の借受人が次のいずれかに該当する場合で、「返還猶予申請書」（様式第11号-1）の提出があったものに限り、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(ア)返還免除対象業務に従事しているとき

(イ)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(2)県社協会長は、住宅支援資金の借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、「返還猶予申請書」（様式第11号-2）の提出があったものに限り、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務履行を猶予できるものとする。

3 県社協会長は、猶予申請書を受理したときは、貸付金の返還債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を借受人に通知するものとする。

## 第14 返還の債務の裁量免除

### 1 訓練促進資金

県社協会長は、訓練促進資金の借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）の返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 返還免除対象業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

## 2 住宅支援資金

県社協会長は、住宅支援資金の借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた住宅支援資金（既に返還された金額を除く。）の返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額の全部

(2) 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

## 第15 延滞利子

県社協会長は、借受人が、正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によるものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

## 第16 会計処理

- 1 県社協は、この事業の会計処理にあたっては、「社会福祉法人会計基準」(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)に基づき、サービス区分において明確に区分するものとする。
- 2 この事業を実施している間の貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理するサービス区分に繰り入れるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**【お問い合わせ先】**

**社会福祉法人**

**奈良県社会福祉協議会・生活支援課（内線：126）**

〒634-0061

奈良県橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター・1F

TEL：0744-29-0100（代）

FAX：0744-29-0101

H P：<https://nara-shakyo.jp/pages/156/>



改訂：令和3年9月